

(別紙) 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表

朱書き: 変更箇所

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更前】	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更後】	変更の考え方																																																																																				
<p>1. [変更なし]</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① [変更なし]</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. [変更なし]</p> <p>イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <p>地域活動指針の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の「取組」を1以上実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 地域資源の基礎的な保全活動</p> <table border="1" data-bbox="299 573 1291 953"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>4 遊休農地発生防止のための保全管理</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>遊休農地発生防止のための保全管理</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整生、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="299 953 1291 1312"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>雪対策</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="299 1312 1291 1635"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>雪対策</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理	取組	遊休農地発生防止のための保全管理	取組内容	農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整生、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	活動要件	—	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	取組	雪対策	取組内容	積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。	活動要件	—	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	取組	雪対策	取組内容	急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。	活動要件	—	<p>1. [変更なし]</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① [変更なし]</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. [変更なし]</p> <p>イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <p>地域活動指針の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の「活動項目」を1以上実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 地域資源の基礎的な保全活動</p> <table border="1" data-bbox="1492 573 2484 953"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>4 遊休農地発生防止のための保全管理</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>遊休農地発生防止のための保全管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整生、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1492 953 2484 1312"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>雪対策</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1492 1312 2484 1635"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>雪対策</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動	遊休農地発生防止のための保全管理	活動内容	農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整生、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	活動要件	—	区分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	活動	雪対策	活動内容	積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。	活動要件	—	区分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	活動	雪対策	活動内容	急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。	活動要件	—	<p>国の実施要領等の改正に伴う改正</p>
区分	取組内容の追加																																																																																					
構成項目	実践活動																																																																																					
対象施設等	農用地																																																																																					
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理																																																																																					
取組	遊休農地発生防止のための保全管理																																																																																					
取組内容	農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整生、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
区分	取組の追加																																																																																					
構成項目	実践活動																																																																																					
対象施設等	農用地																																																																																					
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理																																																																																					
取組	雪対策																																																																																					
取組内容	積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
区分	取組の追加																																																																																					
構成項目	実践活動																																																																																					
対象施設等	水路																																																																																					
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																																																																																					
取組	雪対策																																																																																					
取組内容	急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
区分	活動内容の追加																																																																																					
活動区分	実践活動																																																																																					
対象施設等	農用地																																																																																					
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理																																																																																					
活動	遊休農地発生防止のための保全管理																																																																																					
活動内容	農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整生、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
区分	活動の追加																																																																																					
活動区分	実践活動																																																																																					
対象施設等	農用地																																																																																					
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理																																																																																					
活動	雪対策																																																																																					
活動内容	積雪による鳥獣害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
区分	活動の追加																																																																																					
活動区分	実践活動																																																																																					
対象施設等	水路																																																																																					
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																																																																																					
活動	雪対策																																																																																					
活動内容	急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					

多面的機能支払の実施に関する基本方針【変更前】	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更後】	変更の考え方																																																																																				
<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>9 水路附帯施設の保守管理</td></tr> <tr><td>取組</td><td>安全施設の適正管理</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>区分</td><td>取組の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農道</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>12 路面の維持</td></tr> <tr><td>取組</td><td>雪対策</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪作業を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>取組の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>ため池</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>15 ため池附帯施設の保守管理</td></tr> <tr><td>取組</td><td>安全施設の適正管理</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	取組	安全施設の適正管理	取組内容	水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。	活動要件	実践活動	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農道	活動項目	12 路面の維持	取組	雪対策	取組内容	急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪作業を行うこと。	活動要件	—	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理	取組	安全施設の適正管理	取組内容	ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。	活動要件	—	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>9 水路附帯施設の保守管理</td></tr> <tr><td>活動</td><td>安全施設の適正管理</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>区分</td><td>活動の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農道</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>12 路面の維持</td></tr> <tr><td>活動</td><td>雪対策</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪作業を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>活動の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>ため池</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>15 ため池附帯施設の保守管理</td></tr> <tr><td>活動</td><td>安全施設の適正管理</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	活動	安全施設の適正管理	活動内容	水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。	活動要件	実践活動	区分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農道	活動項目	12 路面の維持	活動	雪対策	活動内容	急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪作業を行うこと。	活動要件	—	区分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理	活動	安全施設の適正管理	活動内容	ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。	活動要件	—	<p>国の実施要領等の改正に伴う改正</p>
区分	取組の追加																																																																																					
構成項目	実践活動																																																																																					
対象施設等	水路																																																																																					
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																																																																																					
取組	安全施設の適正管理																																																																																					
取組内容	水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。																																																																																					
活動要件	実践活動																																																																																					
区分	取組の追加																																																																																					
構成項目	実践活動																																																																																					
対象施設等	農道																																																																																					
活動項目	12 路面の維持																																																																																					
取組	雪対策																																																																																					
取組内容	急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪作業を行うこと。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
区分	取組の追加																																																																																					
構成項目	実践活動																																																																																					
対象施設等	ため池																																																																																					
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理																																																																																					
取組	安全施設の適正管理																																																																																					
取組内容	ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
区分	活動の追加																																																																																					
活動区分	実践活動																																																																																					
対象施設等	水路																																																																																					
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																																																																																					
活動	安全施設の適正管理																																																																																					
活動内容	水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。																																																																																					
活動要件	実践活動																																																																																					
区分	活動の追加																																																																																					
活動区分	実践活動																																																																																					
対象施設等	農道																																																																																					
活動項目	12 路面の維持																																																																																					
活動	雪対策																																																																																					
活動内容	急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪作業を行うこと。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
区分	活動の追加																																																																																					
活動区分	実践活動																																																																																					
対象施設等	ため池																																																																																					
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理																																																																																					
活動	安全施設の適正管理																																																																																					
活動内容	ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の対策を施すなど、適正な管理を行うこと。																																																																																					
活動要件	—																																																																																					
<p>(注) 区分には、「取組の追加」、「取組内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を100番から順に付け加えること。</p> <p>イ. [変更なし]</p> <p>④. [変更なし]</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ [新設]</p> <p>(3) 交付金の算定の対象とする農用地</p> <p>農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、以下に掲げるものとする。</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ 農業振興地域内の農用地と同一水系等に存する農用地など多面的機能の発揮を図るための取組を、農業振興地域内の農用地と一体的に取り組みが必要であると市町村長が認めるとともに、活動期間内は転用がないことを農用地所有者に確認している農用地</p>	<p>(注) 区分には、「活動の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動については、活動名に活動番号を100番から順に付け加えること。</p> <p>イ. [変更なし]</p> <p>④. [変更なし]</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ 農地維持支払交付金の加算単価</p> <p>岩手県の農地維持支払交付金の加算単価は、多面的機能支払交付金実施要綱に定める農地維持支払交付金の加算単価のとおりとする。</p> <p>(3) 交付金の算定の対象とする農用地</p> <p>農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、以下に掲げるものとする。</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ 農業振興地域内の農用地と同一水系等に存する農用地など多面的機能の発揮を図るための活動を、農業振興地域内の農用地と一体的に取り組みが必要であると市町村長が認めるとともに、活動期間内は転用がないことを農用地所有者に確認している農用地</p>																																																																																					

多面的機能支払の実施に関する基本方針【変更前】	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更後】	変更の考え方																																																								
<p>3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① [変更なし]</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. [変更なし]</p> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <p>地域活動指針の「農村環境保全活動」について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する「計画策定」、「啓発・普及」及び「実践活動」のそれぞれの<b>取組</b>を1以上実施する。</p> <p>ウ. 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>地域活動指針の「多面的機能の増進を図る活動」について、<b>取組</b>内容を定めた上で実施する。</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" data-bbox="299 611 1288 919"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>31 水路の軽微な補修等、33 ため池の軽微な補修等</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>安全施設の補修等</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>水路やため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1" data-bbox="299 957 1288 1266"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>水質保全</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>44 その他（水質保全）</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>水質保全を考慮した施設の適正管理</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1カ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ. [変更なし]</p> <p>④ [変更なし]</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ <b>[新設]</b></p> <p>(3) 交付金の算定の対象とする農用地</p> <p>資源向上支払交付金（<b>共同</b>）の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動（<b>共同</b>）の効果が発揮される一団の農用地であって、以下に掲げるものとする。</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ 農業振興地域内の農用地と同一水系等に存する農用地など多面的機能の発揮を図るための<b>取組</b>を、農業振興地域内の農用地と一体的に取り組む必要があると市町村長が認めるとともに、活動期間内は転用がないことを農用地所有者に確認している農用地</p>	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	31 水路の軽微な補修等、33 ため池の軽微な補修等	取組	安全施設の補修等	取組内容	水路やため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等を行うこと。	活動要件	—	区分	取組内容の追加	活動指針の構成	実践活動	テーマ	水質保全	活動項目	44 その他（水質保全）	取組	水質保全を考慮した施設の適正管理	取組内容	水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1カ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。	活動要件	—	<p>3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① [変更なし]</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. [変更なし]</p> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <p>地域活動指針の「農村環境保全活動」について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する「計画策定」、「啓発・普及」及び「実践活動」のそれぞれの<b>活動項目</b>を1以上実施する。</p> <p>ウ. 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>地域活動指針の「多面的機能の増進を図る活動」について、<b>活動内容</b>を定めた上で実施する。</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" data-bbox="1492 611 2481 919"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>31 水路の軽微な補修等、33 ため池の軽微な補修等</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>安全施設の補修等</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>水路やため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1" data-bbox="1492 957 2481 1266"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>水質保全</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>44 その他（水質保全）</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>水質保全を考慮した施設の適正管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1カ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ. [変更なし]</p> <p>④ [変更なし]</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ <b>資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の加算単価</b>  <b>岩手県の資源向上支払交付金の加算単価は、多面的機能支払交付金実施要綱に定める資源向上支払交付金の加算単価のとおりとする。</b></p> <p>(3) 交付金の算定の対象とする農用地</p> <p>資源向上支払交付金（<b>地域資源の質的向上のための共同活動</b>）の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動（<b>共同</b>）の効果が発揮される一団の農用地であって、以下に掲げるものとする。</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ 農業振興地域内の農用地と同一水系等に存する農用地など多面的機能の発揮を図るための<b>活動</b>を、農業振興地域内の農用地と一体的に取り組む必要があると市町村長が認めるとともに、活動期間内は転用がないことを農用地所有者に確認している農用地</p>	区分	活動の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	31 水路の軽微な補修等、33 ため池の軽微な補修等	活動	安全施設の補修等	活動内容	水路やため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等を行うこと。	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	テーマ	水質保全	活動項目	44 その他（水質保全）	活動	水質保全を考慮した施設の適正管理	活動内容	水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1カ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。	活動要件	—	<p>国の実施要領等の改正に伴う改正</p>
区分	取組の追加																																																									
構成項目	実践活動																																																									
対象施設等	ため池																																																									
活動項目	31 水路の軽微な補修等、33 ため池の軽微な補修等																																																									
取組	安全施設の補修等																																																									
取組内容	水路やため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等を行うこと。																																																									
活動要件	—																																																									
区分	取組内容の追加																																																									
活動指針の構成	実践活動																																																									
テーマ	水質保全																																																									
活動項目	44 その他（水質保全）																																																									
取組	水質保全を考慮した施設の適正管理																																																									
取組内容	水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1カ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。																																																									
活動要件	—																																																									
区分	活動の追加																																																									
活動区分	実践活動																																																									
対象施設等	ため池																																																									
活動項目	31 水路の軽微な補修等、33 ため池の軽微な補修等																																																									
活動	安全施設の補修等																																																									
活動内容	水路やため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等を行うこと。																																																									
活動要件	—																																																									
区分	活動内容の追加																																																									
活動区分	実践活動																																																									
テーマ	水質保全																																																									
活動項目	44 その他（水質保全）																																																									
活動	水質保全を考慮した施設の適正管理																																																									
活動内容	水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1カ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。																																																									
活動要件	—																																																									

多面的機能支払の実施に関する基本方針【変更前】	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更後】	変更の考え方																																																																																																																																												
<p>4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動</p> <table border="1" data-bbox="246 310 1323 583"> <thead> <tr><th>区分</th><th>取組の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>62 水路の更新等 ② 附帯施設</td></tr> <tr><td>取組</td><td>田区排水工の更新</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>田区排水工の破損や老朽化した箇所<sup>①</sup>の更新等の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="246 583 1323 892"> <thead> <tr><th>区分</th><th>取組の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>101 暗渠排水の補修</td></tr> <tr><td>取組</td><td>暗渠排水の補修</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所<sup>①</sup>の補修等の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="246 926 1323 1234"> <thead> <tr><th>区分</th><th>取組の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>102 暗渠排水の更新</td></tr> <tr><td>取組</td><td>暗渠排水の更新</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又は附帯施設の更新の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="246 1268 1323 1541"> <thead> <tr><th>区分</th><th>取組の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>103 給水栓・スプリンクラーの補修</td></tr> <tr><td>取組</td><td>給水栓・スプリンクラーの補修</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>給水栓又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所<sup>①</sup>の補修等の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="246 1575 1323 1883"> <thead> <tr><th>区分</th><th>取組の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>104 給水栓・スプリンクラーの更新</td></tr> <tr><td>取組</td><td>給水栓・スプリンクラーの更新</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所<sup>①</sup>の補修等の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table>	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	62 水路の更新等 ② 附帯施設	取組	田区排水工の更新	取組内容	田区排水工の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の更新等の対策を行うこと。	活動要件	－	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農地	活動項目	101 暗渠排水の補修	取組	暗渠排水の補修	取組内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。	活動要件	－	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農地	活動項目	102 暗渠排水の更新	取組	暗渠排水の更新	取組内容	老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又は附帯施設の更新の対策を行うこと。	活動要件	－	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農地	活動項目	103 給水栓・スプリンクラーの補修	取組	給水栓・スプリンクラーの補修	取組内容	給水栓又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。	活動要件	－	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	104 給水栓・スプリンクラーの更新	取組	給水栓・スプリンクラーの更新	取組内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。	活動要件	－	<p>4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>①・② [変更なし]</p> <p>③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動</p> <table border="1" data-bbox="1448 310 2525 583"> <thead> <tr><th>区分</th><th>活動の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>施工区分</td><td>水路</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>62 水路の更新等 ② 附帯施設</td></tr> <tr><td>活動</td><td>田区排水工の更新</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>田区排水工の破損や老朽化した箇所<sup>①</sup>の更新等の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1448 583 2525 892"> <thead> <tr><th>区分</th><th>活動項目の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>施設区分</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>101 暗渠排水の補修</td></tr> <tr><td>活動</td><td>暗渠排水の補修</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所<sup>①</sup>の補修等の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1448 926 2525 1234"> <thead> <tr><th>区分</th><th>活動項目の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>施設区分</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>102 暗渠排水の更新</td></tr> <tr><td>活動</td><td>暗渠排水の更新</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又は附帯施設の更新の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1448 1268 2525 1541"> <thead> <tr><th>区分</th><th>活動項目の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>施設区分</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>103 給水栓・スプリンクラーの補修</td></tr> <tr><td>活動</td><td>給水栓・スプリンクラーの補修</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>給水栓又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所<sup>①</sup>の補修等の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1448 1575 2525 1883"> <thead> <tr><th>区分</th><th>活動項目の追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>施設区分</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>104 給水栓・スプリンクラーの更新</td></tr> <tr><td>活動</td><td>給水栓・スプリンクラーの更新</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>老朽化等により機能に支障が生じている給水栓又は附帯施設の更新の対策を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr> </tbody> </table>	区分	活動の追加	活動区分	実践活動	施工区分	水路	活動項目	62 水路の更新等 ② 附帯施設	活動	田区排水工の更新	活動内容	田区排水工の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の更新等の対策を行うこと。	活動要件	－	区分	活動項目の追加	活動区分	実践活動	施設区分	農用地	活動項目	101 暗渠排水の補修	活動	暗渠排水の補修	活動内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。	活動要件	－	区分	活動項目の追加	活動区分	実践活動	施設区分	農用地	活動項目	102 暗渠排水の更新	活動	暗渠排水の更新	活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又は附帯施設の更新の対策を行うこと。	活動要件	－	区分	活動項目の追加	活動区分	実践活動	施設区分	農用地	活動項目	103 給水栓・スプリンクラーの補修	活動	給水栓・スプリンクラーの補修	活動内容	給水栓又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。	活動要件	－	区分	活動項目の追加	活動区分	実践活動	施設区分	農用地	活動項目	104 給水栓・スプリンクラーの更新	活動	給水栓・スプリンクラーの更新	活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている給水栓又は附帯施設の更新の対策を行うこと。	活動要件	－	<p>国の実施要領等の改正に伴う改正</p>
区分	取組の追加																																																																																																																																													
構成項目	実践活動																																																																																																																																													
対象施設等	水路																																																																																																																																													
活動項目	62 水路の更新等 ② 附帯施設																																																																																																																																													
取組	田区排水工の更新																																																																																																																																													
取組内容	田区排水工の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の更新等の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	取組の追加																																																																																																																																													
構成項目	実践活動																																																																																																																																													
対象施設等	農地																																																																																																																																													
活動項目	101 暗渠排水の補修																																																																																																																																													
取組	暗渠排水の補修																																																																																																																																													
取組内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	取組の追加																																																																																																																																													
構成項目	実践活動																																																																																																																																													
対象施設等	農地																																																																																																																																													
活動項目	102 暗渠排水の更新																																																																																																																																													
取組	暗渠排水の更新																																																																																																																																													
取組内容	老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又は附帯施設の更新の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	取組の追加																																																																																																																																													
構成項目	実践活動																																																																																																																																													
対象施設等	農地																																																																																																																																													
活動項目	103 給水栓・スプリンクラーの補修																																																																																																																																													
取組	給水栓・スプリンクラーの補修																																																																																																																																													
取組内容	給水栓又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	取組の追加																																																																																																																																													
構成項目	実践活動																																																																																																																																													
対象施設等	農用地																																																																																																																																													
活動項目	104 給水栓・スプリンクラーの更新																																																																																																																																													
取組	給水栓・スプリンクラーの更新																																																																																																																																													
取組内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	活動の追加																																																																																																																																													
活動区分	実践活動																																																																																																																																													
施工区分	水路																																																																																																																																													
活動項目	62 水路の更新等 ② 附帯施設																																																																																																																																													
活動	田区排水工の更新																																																																																																																																													
活動内容	田区排水工の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の更新等の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	活動項目の追加																																																																																																																																													
活動区分	実践活動																																																																																																																																													
施設区分	農用地																																																																																																																																													
活動項目	101 暗渠排水の補修																																																																																																																																													
活動	暗渠排水の補修																																																																																																																																													
活動内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	活動項目の追加																																																																																																																																													
活動区分	実践活動																																																																																																																																													
施設区分	農用地																																																																																																																																													
活動項目	102 暗渠排水の更新																																																																																																																																													
活動	暗渠排水の更新																																																																																																																																													
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又は附帯施設の更新の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	活動項目の追加																																																																																																																																													
活動区分	実践活動																																																																																																																																													
施設区分	農用地																																																																																																																																													
活動項目	103 給水栓・スプリンクラーの補修																																																																																																																																													
活動	給水栓・スプリンクラーの補修																																																																																																																																													
活動内容	給水栓又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所 <sup>①</sup> の補修等の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													
区分	活動項目の追加																																																																																																																																													
活動区分	実践活動																																																																																																																																													
施設区分	農用地																																																																																																																																													
活動項目	104 給水栓・スプリンクラーの更新																																																																																																																																													
活動	給水栓・スプリンクラーの更新																																																																																																																																													
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている給水栓又は附帯施設の更新の対策を行うこと。																																																																																																																																													
活動要件	－																																																																																																																																													

多面的機能支払の実施に関する基本方針【変更前】	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更後】	変更の考え方
<p>④ 対象施設・対象活動に関する指針(別紙3) [変更なし]</p> <p>(2) 交付金の算定の対象とする農用地  資源向上支払交付金(長寿命化)の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動(長寿命化)の効果が発揮される一団の農用地であって、以下に掲げるものとする  ①～③ [変更なし]</p> <p>(3) その他必要な事項 [変更なし]</p> <p>5. 広域協定の規模  多面的機能支払実施要綱別紙5第3の1のとおり、事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上を有するものとする。ただし、下記のいずれかに該当する地域を含む場合、広域協定の対象とする区域内の農用地面積が50ヘクタール以上の規模を有するもの又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲とする。  ①・② [変更なし]  ③ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる地域を含む。)</p> <p>④・⑤ [変更なし]</p> <p>6. [変更なし]</p>	<p>④ 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針(別紙3) [変更なし]</p> <p>(2) 交付金の算定の対象とする農用地  資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)の効果が発揮される一団の農用地であって、以下に掲げるものとする  ①～③ [変更なし]</p> <p>(3) その他必要な事項 [変更なし]</p> <p>5. 広域協定の規模  多面的機能支払実施要綱別紙5第3の1のとおり、事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上を有するものとする。ただし、下記のいずれかに該当する地域を含む場合、広域協定の対象とする区域内の農用地面積が50ヘクタール以上の規模を有するもの又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲とする。  ①・② [変更なし]  ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)</p> <p>④・⑤ [変更なし]</p> <p>6. [変更なし]</p>	<p>変更の考え方  変更の考え方</p>
<p>参考</p>	<p>参考</p>	
<p>【参考添付資料】[変更なし]</p>	<p>【参考添付資料】[変更なし]</p>	

(別紙1) 岩手県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持支払) (変更前)			(別紙1) 岩手県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持支払) (変更後)			変更の考え方		
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件			第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件			国の実施要領等の改正に伴う改正		
1 地域資源の基礎的保全活動			1 地域資源の基礎的保全活動					
活動項目		取組	活動区分		活動項目		活動要件	
点検・ 計画策定	点検	1 点検	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。		活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	
	計画策定	2 年度活動計画の策定	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。		点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	研修		3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修		事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。	
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理		活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。	
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			5 畦畔・法面・防風林の草刈り			
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理			6 鳥獣害防護柵等の保守管理			
	水路	7 水路の草刈り		7 水路の草刈り				
		8 水路の泥上げ		8 水路の泥上げ				
		9 水路附帯施設の保守管理		9 水路附帯施設の保守管理				
	農道	10 農道の草刈り		10 農道の草刈り				
		11 農道側溝の泥上げ		11 農道側溝の泥上げ				
		12 路面の維持		12 路面の維持				
	ため池	13 ため池の草刈り		13 ため池の草刈り				
		14 ため池の泥上げ		14 ため池の泥上げ				
		15 ため池附帯施設の保守管理		15 ため池附帯施設の保守管理				
	共通	16 異常気象時の対応		共通	16 異常気象時の対応			
	2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動			2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動				
	活動項目			取組	活動区分			活動項目
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	地域資源の適切な保全管理のための推進活動		17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。		

(変更前)		(変更後)		変更の考え方
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）		22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	国の実施要領等の改正に伴う改正
第2 取組の説明		第2 活動の説明		
1 地域資源の基礎的な保全活動		1 地域資源の基礎的な保全活動		
(1) 点検・計画策定		(1) 点検・計画策定		
ア 点検		ア 点検		
①点検		①点検		
【農用地に関する取組内容】[変更なし]		【農用地に関する活動内容】[変更なし]		
【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】[変更なし]		【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】[変更なし]		
【農道に関する取組内容】[変更なし]		【農道に関する活動内容】[変更なし]		
【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】[変更なし]		【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】[変更なし]		
イ 計画策定 [変更なし]		イ 計画策定 [変更なし]		
(2) 研修 [変更なし]		(2) 研修 [変更なし]		
(3) 実践活動		(3) 実践活動		
ア 農用地に関する取組内容		ア 農用地に関する活動内容		
④遊休農地発生防止のための保安全管理		④遊休農地発生防止のための保安全管理		
・ 農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保安全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。		・ 農地の草刈り等や害虫駆除、鳥獣被害防止活動、排水対策、不陸整生、徐レキ等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保安全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。		
⑤畦畔・農用地法面等の草刈り [変更なし]		⑤畦畔・農用地法面等の草刈り [変更なし]		
⑥鳥獣被害防護柵等の保守管理		⑥鳥獣被害防護柵等の保守管理		
□鳥獣被害防護柵の適正管理 [変更なし]		□鳥獣被害防護柵の適正管理 [変更なし]		
□防風ネットの適正管理 [変更なし]		□防風ネットの適正管理 [変更なし]		
□雪対策		□雪対策		
積雪による鳥獣被害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。		積雪による鳥獣被害防護柵等の倒壊、急激な融雪による法面の浸食を防止するため、溝きりや心土破碎、雪解け時期における農用地 <del>全面</del> への粉炭や灰等の融雪材の散布、除雪作業を行うこと。		
イ 水路（開水路・パイプライン）に関する取組内容		イ 水路（開水路・パイプライン）に関する活動内容		
⑦・⑧ [変更なし]		⑦・⑧ [変更なし]		
⑨水路附帯施設の保守管理		⑨水路附帯施設の保守管理		
□かんがい期前の注油 [変更なし]		□かんがい期前の注油 [変更なし]		
□ゲート類等の保守管理 [変更なし]		□ゲート類等の保守管理 [変更なし]		
□遮光施設の適正管理 [変更なし]		□遮光施設の適正管理 [変更なし]		
□雪対策		□雪対策		
・ 施設の適正管理のため、管理用道路や周辺施設の除雪作業を行うこと。		・ 急激な融雪による水路の損壊や法面の浸食を防止するため、水路の除雪作業を行うこと。		
□安全施設の適正管理 [変更なし]		□安全施設の適正管理 [変更なし]		
ウ 農道に関する取組内容		ウ 農道に関する活動内容		
⑩・⑪ [変更なし]		⑩・⑪ [変更なし]		
⑫路面の維持		⑫路面の維持		
□路面の維持 [変更なし]		□路面の維持 [変更なし]		
□雪対策		□雪対策		
・ 急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪を行うこと。		・ 急激な融雪による路面や法面等の浸食を防止するために、農道の除雪 <del>作業</del> を行うこと。		
エ ため池に関する取組内容 [変更なし]		エ ため池に関する活動内容 [変更なし]		
オ 共通 [変更なし]		オ 共通 [変更なし]		
2 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 [変更なし]		2 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 [変更なし]		

(別紙2) 岩手県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上支払 (地域資源の質的向上のための共同活動) (変更前)

第1 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

1 施設の軽微な補修

活動項目		取組	活動要件
機能診断・ 計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	
研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。	
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	水路	31 水路の軽微な補修等	
	農道	32 農道の軽微な補修等	
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	

2 農村環境保全活動

	活動項目	取組	活動要件
	テーマ		
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
	資源循環	38 資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。
		40 外来種の駆除	
		41 その他 (生態系保全)	

(別紙2) 岩手県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上支払 (地域資源の質的向上のための共同活動) (変更後)

第1 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

1 施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件
機能診断・ 計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	
研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。	
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	水路	31 水路の軽微な補修等	
	農道	32 農道の軽微な補修等	
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	

2 農村環境保全活動

	活動区分	活動項目	活動要件
	テーマ		
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
	資源循環	38 資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。
		40 外来種の駆除	
		41 その他 (生態系保全)	

変更の考え方

国の実施要領等の改正に伴う改正



(変更前)			(変更後)			変更の考え方
水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理 43 畑からの土砂流出対策 44 その他（水質保全）	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の <b>取組</b> を毎年度1つ以上実施する。	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理 43 畑からの土砂流出対策 44 その他（水質保全）	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の <b>活動項目</b> を毎年度1つ以上実施する。	
景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 47 その他（景観形成・生活環境保全）	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の <b>取組</b> を毎年度1つ以上実施する。	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 47 その他（景観形成・生活環境保全）	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の <b>活動項目</b> を毎年度1つ以上実施する。	
水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動 49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の <b>取組</b> を毎年度1つ以上実施する。	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動 49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の <b>活動項目</b> を毎年度1つ以上実施する。	
資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。	
啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。	啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。	
3 多面的機能の増進を図る活動			3 多面的機能の増進を図る活動			
活動項目	取組	活動要件	活動区分	活動項目	活動要件	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の <b>取組</b> とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の <b>実施</b> とし、実施する場合は、 <b>活動項目</b> を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。	
	53 農地周りの環境改善活動の強化			53 農地周りの環境改善活動の強化		
	54 地域住民による直営施工			54 地域住民による直営施工		
	55 防災・減災力の強化			55 防災・減災力の強化		
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			56 農村環境保全活動の幅広い展開		
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動	59 都道府県、市町村が特に認める活動					
60 広報活動	60 広報活動					
第2 <b>取組</b> の説明 1 施設の軽微な補修 (1) 機能診断・計画策定			第2 <b>活動</b> の説明 1 施設の軽微な補修 (1) 機能診断・計画策定			

(変更前)	(変更後)	変更の考え方
<p>ア 機能診断  【農用地に関する<b>取組</b>内容】[変更なし]  【水路（開水路、パイプライン）に関する<b>取組</b>内容】[変更なし]  【農道に関する<b>取組</b>内容】[変更なし]  【ため池（管理道路含む）に関する<b>取組</b>内容】[変更なし]</p> <p>イ 計画策定 [変更なし]  (2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）[変更なし]  (3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する<b>取組</b>内容 [変更なし]  イ 水路に関する<b>取組</b>内容  31 水路の軽微な補修  ①水路 [変更なし]  ②付帯施設  <input type="checkbox"/>給水栓ボックス基礎部の補強 [変更なし]  <input type="checkbox"/>破損施設の補修 [変更なし]  <input type="checkbox"/>給水栓に対する凍結防止対策 [変更なし]  <input type="checkbox"/>空気弁等への腐食防止剤の塗布等 [変更なし]  <input type="checkbox"/>遮光施設の補修等 [変更なし]  <input type="checkbox"/>安全施設の補修等  ・ 水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の<b>対策を施すこと。</b></p> <p>ウ 農道に関する<b>取組</b>内容 [変更なし]  エ ため池に関する<b>取組</b>内容 [変更なし]  33 ため池の軽微な補修等  ①堤体 [変更なし]  ②付帯施設  <input type="checkbox"/>破損施設の補修  <input type="checkbox"/>遮光施設の補修等  <input type="checkbox"/>安全施設の補修等  ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等の<b>対策を施すなど、適正な管理を行うこと。</b></p> <p>2 農村環境保全活動  (1) 計画策定 [変更なし]  (2) 実践活動  ア・イ [変更なし]  ウ 景観形成・生活環境保全  45・46 [変更なし]  47 その他（景観形成・生活環境保全）  <input type="checkbox"/>農業用水の地域用水としての利用・管理 [変更なし]  <input type="checkbox"/>伝統的施設や農法の保全・実施 [変更なし]  <input type="checkbox"/>農用地からの風塵の防止活動  ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の<b>取組</b>を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養  48 水田の貯留機能向上活動  ・ 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。</p>	<p>ア 機能診断  【農用地に関する<b>活動</b>内容】[変更なし]  【水路（開水路、パイプライン）に関する<b>活動</b>内容】[変更なし]  【農道に関する<b>活動</b>内容】[変更なし]  【ため池（管理道路含む）に関する<b>活動</b>内容】[変更なし]</p> <p>イ 計画策定 [変更なし]  (2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）[変更なし]  (3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する<b>活動</b>内容 [変更なし]  イ 水路に関する<b>活動</b>内容  31 水路の軽微な補修  ①水路 [変更なし]  ②付帯施設  <input type="checkbox"/>給水栓ボックス基礎部の補強 [変更なし]  <input type="checkbox"/>破損施設の補修 [変更なし]  <input type="checkbox"/>給水栓に対する凍結防止対策 [変更なし]  <input type="checkbox"/>空気弁等への腐食防止剤の塗布等 [変更なし]  <input type="checkbox"/>遮光施設の補修等 [変更なし]  <input type="checkbox"/>安全施設の補修等  ・ 水路の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等<b>を行うこと。</b></p> <p>ウ 農道に関する<b>活動</b>内容 [変更なし]  エ ため池に関する<b>活動</b>内容  33 ため池の軽微な補修等  ①堤体 [変更なし]  ②付帯施設  <input type="checkbox"/>破損施設の補修  <input type="checkbox"/>遮光施設の補修等  <input type="checkbox"/>安全施設の補修等  ため池の転落防止柵等の安全施設について老朽化箇所の補修等<b>を行うこと。</b></p> <p>2 農村環境保全活動  (1) 計画策定 [変更なし]  (2) 実践活動  ア・イ [変更なし]  ウ 景観形成・生活環境保全  45・46 [変更なし]  47 その他（景観形成・生活環境保全）  <input type="checkbox"/>農業用水の地域用水としての利用・管理 [変更なし]  <input type="checkbox"/>伝統的施設や農法の保全・実施 [変更なし]  <input type="checkbox"/>農用地からの風塵の防止活動  ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の<b>活動</b>を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養  48 水田の貯留機能向上活動  ・ 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。</p>	<p>国の実施要領等の改正に伴う改正</p>

(変更前)	(変更後)	変更の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。</li> <li>大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。</li> </ul> <p>49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全 [変更なし]</p> <p>オ 資源循環 [変更なし]</p> <p>(3) 啓発・普及</p> <p>51 啓発・普及活動</p> <p>① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する取組内容</p> <p>□ 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</li> <li>外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。</li> </ul> <p>□ 啓発活動 [変更なし]</p> <p>② 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する取組内容</p> <p>□ 地域住民等との交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。</li> <li>地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。</li> <li>生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。</li> <li>農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。</li> <li>地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること</li> </ul> <p>□ 学校教育等との連携 [変更なし]</p> <p>□ 行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。</li> <li>市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。</li> </ul> <p>③ 地域内の規制等の取り決めに関する取組内容 [変更なし]</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>52 遊休農地の有効活用 [変更なし]</p> <p>53 農地周りの環境改善活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。</li> </ul> <p>54 ～60 [変更なし]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし前述の排水調節の活動を行う場合に限る。</li> <li>大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。</li> </ul> <p>49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全 [変更なし]</p> <p>オ 資源循環 [変更なし]</p> <p>(3) 啓発・普及</p> <p>51 啓発・普及活動</p> <p>① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容</p> <p>□ 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</li> <li>外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。</li> </ul> <p>□ 啓発活動 [変更なし]</p> <p>② 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容</p> <p>□ 地域住民等との交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。</li> <li>地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。</li> <li>生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。</li> <li>農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、連携を図ること。</li> <li>地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること</li> </ul> <p>□ 学校教育等との連携 [変更なし]</p> <p>□ 行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。</li> <li>市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。</li> </ul> <p>③ 地域内の規制等の取り決めに関する活動内容 [変更なし]</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>52 遊休農地の有効活用 [変更なし]</p> <p>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。</li> </ul> <p>54 ～60 [変更なし]</p>	<p>国の実施要領等の改正に伴う改正</p>

（別紙3）岩手県 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針			
1 対象施設、対象活動の項目			
実践活動	活動項目	取組	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	様式第2-6号4(1) のとおり
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池（付帯施設）の更新等	
	農用地	101 暗渠排水の補修	
		102 暗渠排水の更新	
		103 給水栓・スプリンクラーの補修	
		104 給水栓・スプリンクラーの更新	

2 対象施設・対象活動の項目の説明

(1) 実践活動

1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61 水路の補修 [変更なし]

62 水路の更新等

① 水路本体 [変更なし]

② 付帯施設

ゲート・ポンプの更新 [変更なし]

安全施設の設置 [変更なし]

田区排水工の更新

・ 破損や老朽化により機能に支障が生じている田区排水工の更新等の対策を行うこと。

2)・3) [変更なし]

4) 農地に関する対象活動

101 暗渠排水の補修

・ 疎水材の腐食や吸水管の劣化等により、排水機能が低下した暗渠排水を補修する対策を行うこと。

102 暗渠排水の更新

・ 老朽化等により、排水機能が低下した暗渠排水を更新する対策を行うこと。

103 [変更なし]

104 [変更なし]

（別紙3）岩手県 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針			
1 対象施設、対象活動の項目			
実践活動	活動区分	活動項目	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	様式第2-6号4(1) のとおり
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池（付帯施設）の更新等	
	農用地	101 暗渠排水の補修	
		102 暗渠排水の更新	
		103 給水栓・スプリンクラーの補修	
		104 給水栓・スプリンクラーの更新	

2 対象施設・対象活動の項目の説明

(1) 実践活動

1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61 水路の補修 [変更なし]

62 水路の更新等

① 水路本体 [変更なし]

② 付帯施設

ゲート・ポンプの更新 [変更なし]

安全施設の設置 [変更なし]

田区排水工の更新

・ 田区排水工の破損や老朽化した箇所等の更新等の対策を行うこと。

2)・3) [変更なし]

4) 農地に関する対象活動

101 暗渠排水の補修

・ 暗渠排水又はその付帯施設の破損や老朽化した箇所等の更新等の対策を行うこと。

102 暗渠排水の更新

・ 老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又は付帯施設の更新の対策を行うこと。

103 [変更なし]

104 [変更なし]

変更の考え方

国の実施要領等の改正に伴う改正